

# 「公民的資質」の排他性とその克服

—ケア論の立場から—

鎌 田 公 寿

Overcoming the Exclusivity of “Citizenship” in Japanese Social  
Studies: Based on Care Theory

Kouju KAMADA

2018年11月9日受理

抄 録

本稿の目的は、「公民的資質」の排他性を、ケア論の立場から克服する道筋を描くことにある。「公民」とは、「市民」であり「国民」である。統一の人種・民族的アイデンティティないし国家による市民権の保障が「公民」であることの「条件」であるならば、この「条件」を満たしていない人びとは、「公民」とはみなされず、国家から排除される危険性がある。そこで「公民」がなすべきは、この「条件」（本稿で焦点化するのは市民権の保障）を人間関係のレベルで調整することである。だがここにも、パターンリズムという陥穽が待ち構えている。市民権の保障を基準に、「自律・自立／他律・依存」の二分法でもって「支配－被支配」の関係を固定化すれば、他者のニーズを一方向的に決定してしまうだろう。こうした実質的な排除を克服するには、ケアを身につけることが必要である。ゆえにケアは、「公民的資質」の一要素として位置づけられる。

キーワード：「公民的資質」、シティズンシップ、市民性、市民権、ケア

## 1. 問題の所在と研究の目的

1968年版小学校学習指導要領にて、社会科の目標に「公民的資質」が明確に位置づけられた<sup>(1)</sup>。以来「公民的資質」は、現在に至るまで、一貫して社会科の目標であり続けている。2017年版の小学校および中学校の学習指導要領においては、「育成を目指す資質・能力の明確化」という方針のもと、「公民的資質」に代わり、「公民としての資質・能力」が使用されているが、「これまで「小学校学習指導要領解説 社会編」等で「公民的資質」として説明してきた〔略〕態度や能力は、今後も公民としての資質・能力に引き継がれるものである」<sup>(2)</sup>から、やはり「公民的資質」の育成は、今もなお社会科の目標であるといえるだろう。このことから本稿では、「公民として

の資質・能力」をも指示するものとして、鉤括弧つきの「公民的資質」を用いる。

2017年版小学校学習指導要領によれば、「公民的資質」とは、「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者」<sup>(3)</sup>に必要とされる資質・能力である。「目標」におけるこの文言は、1968年版から大きく変化してはいない。というのも、「公民的資質」は、社会科の目標を研究者や学校現場の教員が共有し、その方向をめざして社会科の授業を創るために必要な言葉だからである。この言葉が、「社会科としての基本理念を貫く教育実践の創造と蓄積を可能にしてきた。また同時に〔略〕「公民的資質」の内実を豊かに広げていくこともまた可能にしてきたのである」<sup>(4)</sup>。実際、「公民的資質」について論じた先行研究は、「公民的資質」をある程度抽象的なレベルで捉え、根本的に見直したもの<sup>(5)</sup>、「公民的資質」を解釈し、そこからみえてくる社会科観、そしてそれに裏づけられた授業のあり方を示したものの<sup>(6)</sup>、に大別される（が、やはり両者は互いに手を取り合う関係にある）。本稿では、前者の立場をとり、学習指導要領に示された「公民的資質」の定義を起点とし、一定の抽象度を保ちながら議論を展開していくことにする。

その手続きは、次のとおりである。第一に、学習指導要領の解説における「公民的資質」の定義を確認したうえで、それをめぐる論調を、先行研究からつかむ。先行研究においては、「国民国家という観念だけでは解決しえない問題が増加しつつある」<sup>(7)</sup>昨今の社会状況を受け、「公民的資質」を問い直す動きがみられる。この姿勢を共有し、時代の変化に対応した「公民的資質」を確立しようとする研究を取り上げる。第二に、「公民的資質」をめぐる論調についてさらに仔細に検討するべく、「公民的資質」に内包される「シティズンシップ(citizenship)」の意味を整理する。第三に、シティズンシップの排他性を指摘したのち、「ケア (care)」論の立場から、それを克服する新たな「公民的資質」の構想を示す。

## 2. 「公民的資質」をめぐる議論

### (1) 学習指導要領にみる「公民的資質」

まずは2008年版『小学校学習指導要領解説 社会編』（以下、『解説』）をもとに、「公民的資質」がどのようなものとして説明されているのかを確認する。

2008年版『解説』によれば、「公民的資質」とは、「国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者、すなわち市民・国民として行動する上で必要とされる資質」<sup>(8)</sup>である。このことからわかるように、「公民」とは「市民」であり、かつ「国民」である<sup>(9)</sup>。それぞれについて述べていると思われる箇所を抜き出しながら定義すると、「市民」は、「人格を互いに尊重し合」いながら「社会の形成に参画する」者、「国民」は、「我が国の国土と歴史に対する理解と愛情」から形成される「日本人としての自覚」をもつ者、である<sup>(10)</sup>。簡潔に言い換えれば、「市民」とは、「公＝（開かれた言論空間としての）社会」における意思決定に参加する者、「国民」とは、「公＝国家」への帰属意識をもつ者、となる。付言すると、この「国土と歴史に対する理解と愛情」が、自文化中心主義や人種差別主義に傾斜するものであってはならない。あくまでも、「国

際社会に生きる」うえでのそれなのである。

では、「市民」と「国民」はどのような関係にあるのだろうか。たとえば、そもそも自分が住んでいる国の歴史や伝統、文化を理解したうえで、それに対して心が惹かれるということなしに、国をよりよくしようと思ったり、その具体的な方法を考えたりするといったケースは想定しにくい。そうであれば、「理解と愛情」に伴って醸成される「国民」であることの自覚が「市民」としての行動を動機づける、というかたちで両者の関係を捉えることは、それほど的外れではないだろう<sup>(11)</sup>。言うまでもなく、このことは、「愛国心」が偏った政治思想に回収され利用されることを肯定するものではない。

以上のことから、「公民」とは、国家への所属意識を拠り所とし、互いを個人として尊重しつつ、社会への参与をとおしてそれを維持し創造する者、であると解することができる。このように、「市民」と「国民」を二元的にではなく一元的に捉えようとする仕方は、2017年版『解説』にもみられる。ただし、2008年版『解説』とは力点がやや異なる。それは、「政治に参画する国民」といった表現において象徴的である<sup>(12)</sup>。これは、宮本の言葉を借りれば、「国家市民」としての「公民」である。「市民は市民的自由と市民的権利を有するとともに、市民的義務を負う者であり、市民社会に生きるとともに、積極的に市民社会を創造していく主体」<sup>(13)</sup>である。さらにこの権利は、「制度上、国家の枠組みにおいて安定性を獲得し、保障されている」<sup>(14)</sup>。こうした力点の変化を、どのように読み解いたらよいだろうか。次節では、「公民的資質」論における「国民」の位置づけを確認することで、これに答えたい。

## (2) 「国民」から「市民」へ

主だった「公民的資質」論を紐解くと、「社会的行動をとることができる子ども」の育成が論じられていることがわかる。たとえば谷川は、「公民的資質」に代わるものとして、「社会市民的資質」を提唱している。谷川の問題意識の根底には、「公民的資質」という言葉が学校現場に定着しない状況を打開する、ということがある。そこで、社会全体に対してどういったインパクトを与えるのかを自覚して行動すること、自らを含めた社会を構成する人びとの行動に注目し、それを政治や経済と結びつけて捉えること、を社会市民的資質とする<sup>(15)</sup>。これは子どもの意識に沿った提案である。谷川は、国家という枠組みを完全に手離しているわけではないが、それを担う「国民」というイメージは、子どもの意識とかけ離れているため、社会科においては、「自分の中で勝手に想像していたことを、それを何気なく実行に移してしまう」<sup>(16)</sup>ような「個人的行動」ではなく、上述した「社会市民的行動」に注目するべきだと主張する。これは、公的な事柄への無関心や無責任を問題化したうえで、「公民的資質を養うということは、まさに「公共の福祉」の増進、発展を目指す」<sup>(17)</sup>ことだとする藤井の主張とも重なる部分が多い。

次に、すでに引用した文献、『「公民的資質」とは何か：社会科の過去・現在・未来を探る』（唐木清志編著、東洋館出版社、2016年）を取り上げたい。本書では、執筆

者12名による「公民的資質」の定義とそれを育成するための授業構想が論じられている。これらに共通しているのは、「国民」という枠組みへの言及が少ないこと、そして、新たな（よりよい）社会の実現に向けた行動に重点が置かれていること、である<sup>(18)</sup>。

こうした論が展開される背景には、第一に、唐木が分析しているように、近年の「社会参画」を志向する、行政レベル・研究レベルの潮流が存在する<sup>(19)</sup>。第二に、グローバル化がある。新田は、グローバル化が進展した社会においては、「公民」を「国家」の枠を超えた社会の構成員としてとらえることもでき<sup>(20)</sup>るとする。であれば、2008年版『解説』における「公民的資質」の説明に登場する「日本人」という言葉は、やはり検討の余地がある。そもそも、日本という国の歴史を省みれば、あるいは「国家」の歴史を省みれば、単一の民族性をもつ「日本人」を客観的に同定することには困難がつきまとう<sup>(21)</sup>。にもかかわらず、これを前面に掲げるとすれば、国家という1つのまとまりの維持に多かれ少なかれ貢献するかもしれないが、一方で、すでに指摘したように、心的な事柄でもあるため個人差が大きく、ゆえに（2008年版『解説』の説明が意図していないにしても）排外主義的傾向を助長するおそれがある。グローバル化の流れのなかには、「日本人」を掲げることに対して丁寧な議論すべきであり、それをせずに、「日本人」なるものを「信奉」し、「そうではない人びと」を排斥するようなことはあってはならない。

以上の背景から、先行研究においては、「公民」に内包される「国民」に対して慎重な姿勢がとられているといえる。グローバル化が進む社会で、国家という枠に必要な以上にとらわれず、多様な他者と協働して社会を創造する者、という意味を、「市民」に込めているのである。

### 3. シティズンシップに含まれる2つの意味

#### (1) 「市民権」としてのシティズンシップ

では、「市民」としての能力や態度とは、具体的にどういったものだろうか。「シティズンシップ (citizenship)」概念を経由し、さらに掘り下げていく。

シティズンシップに関する研究に基づけば、シティズンシップには、「市民権」と「市民性」の2つの意味が含まれる<sup>(22)</sup>。本節ではまず、市民権について考察する。

市民権とは、国家によって法的に保障される諸権利、たとえば自由権、平等権、社会権、参政権などである<sup>(23)</sup>。先に宮本の言葉を借りて指摘したように、当該国家との（義務を含めた）関係において成立する側面が強いため、その構成員としての地位や所属感をも意味する。

だとすれば、先述した問題を孕む、「日本人」という人種・民族的アイデンティティへの「同化」に代わり、市民権の付与をもって国家への包摂を企図するという仕方もある。市民権には（普遍的な価値をもつ）人権も含まれるのだから、国家という枠組みを保持しつつ、多様な他者の包摂を可能にする根拠となりうる。だが実際には、たとえば日本国内において、生存権を法律によって認めても憲法に反しないと考えられ

ているのに保障されていない人びと、また、認められているはずの生存権が様々な人為的要因によって実質的に剥奪されている人びとがいる<sup>(24)</sup>。こうした人びとは、「外部のもの」「異質なもの」と識別され、実害を被る。前者の事例としては、外国人技能実習生を取り巻く問題が挙げられる。実習生の過酷で理不尽な労働環境（そしてそこからの退出を認めない、文字どおりの暴力）が、安心して生活できる場の提供を阻害している<sup>(25)</sup>。後者の事例としては、ホームレス状態にある人びとを取り巻く問題が挙げられる。ホームレス状態にある人びとは、寝起きする場所を行政や襲撃者によって奪われたり、福祉事務所に生活保護申請を不当に拒否されたりする<sup>(26)</sup>。岡野による次の指摘は、この問題の本質を鋭く突いている。

わたしたちは、権利を語るさい、あたかもその権利が当然に自分に備わる「もの」のように考えがちである。すなわち、権利を主張さえすれば、権利によって保障されている財・サービスを容易に受け取れるかのように。だが、[略]権利が保障されることと、権利保障によって実現されるべき善・目的の獲得との間には、架橋しがたい溝が存在する<sup>(27)</sup>。

権利が保障されることによって生の充足を達成している人びとが存在する一方で、その「資格」をもっていないとみなされるがゆえに（あるいは明確にもっていないとみなされているにもかかわらず）、それを達成できない人びとが存在する。一番の問題は、この、排除ゆえの生命への「危害」にある。その根底には、「権利とは、義務を果たしているかぎりにおいて、一義的には対国家との関係において保障される、そして、権利が保障されている者だけが、国家に包摂される「市民」である」という理解がある。行政を担う人びとがこうした理解にとらわれているとすれば、先に例示した公的機関の対応や人びとの行動を助長する制度の十分な是正は期待できない。このような状況下で「国民」に代わって「市民」という概念を強調しても、その帰結は同じである。

## (2) 「市民性」としてのシティズンシップ

この現実に挑戦するための能力や態度が、「市民性」である。市民性とは、広くは「市民」に求められる能力や態度をさす。わが国の社会科教育研究において、この意味でのシティズンシップの育成が議論されるようになって久しい。その具体は多様に語られるが、しばしば参照される「クリック・レポート」には、「社会的・道徳的責任 (social and moral responsibility)」「共同体への参加 (community involvement)」「政治的リテラシー (political literacy)」の3つが示されている<sup>(28)</sup>。これを本稿の文脈に引きつけて解釈すれば、自他が何を大切にしているかを探求すること、価値が衝突した際の争点を整理し、それを調整するための制度を設計する力、他者との「つながり」の自覚と強化、といった要素に整理することができる。たとえば、先に挙げたホームレスの人びとの権利保障にあてはめて考えると、次のようになる。直接的・間接的な



出会いをとおして人びとの境遇やニーズとそれを生み出す原因について知り、それを改善・充足すべく社会構造の改善を提案する。そのなかで、関係のネットワーク（における相互作用）に自らが位置づいていることを自覚し、その持続・強化をめざす。こうした一連の能力や態度の総体を、市民性と捉えたい。

ここから、市民権と市民性の関係がみえてくる。すなわち、他者における市民権の侵害、脅威の到来が、市民性発動の動機となるのである。ゆえに「市民」とは、国家による権利保障からこぼれ落ちる人びとのそれを人間関係のレベルで保障し、インクルーシブな社会を実現する者、である。「国家－市民」という縦の関係を視野に入れながら、「市民－市民」という横の関係を構築し、もとより国家による権利保障の外に置かれている人びと、あるいはその内にあるはずなのに実質的には排除されている人びとに対する、関係レベルにおけるきめ細かい権利保障を実現する。場合によっては、人びとのニーズを、新たな権利の生成やその法的な保障へつなげる。これが「市民」の姿であるといえよう。

このような見地からすれば、市民権の保障は、国家という制約から解放される。「市民」の所属（この場合、地位としての意味合いは背景に退く）を保障するのは、「市民」である。「市民」どうしの関係構築によって支えられるインクルーシブな社会は、グローバル化と相まって、国境を超える可能性を有している。一国内における多文化化を受けて、「多文化的シティズンシップ（multicultural citizenship）」なる概念が提唱されているように<sup>(29)</sup>、権利保障のための行動は、多様な文化的背景をもつ者どうしの相互承認を含む。

以上述べてきたように、「市民」の、多様な他者に開かれた個人、「身近な日常世界での相互行為」<sup>(30)</sup>をなすことができる個人、という側面に光を当てることで、市民権をもつ「国家市民」の排他性を乗り越える道が拓けるのである。本稿「2」（2）で考察した谷川らの主張は、こうした観点から改めて意義づけることができる。

#### 4. シティズンシップの再考：ケアの視点から

##### (1) 「市民性」としてのシティズンシップが孕む排他性

前章では、「市民」どうしが関係を結び、「居場所」を保障することで、市民権が孕む排他性を克服できると述べた。だが、関係する際に懸念されるのは、すでに強固に内面化された市民権の排他性を無自覚にもち込むこと、それゆえの「市民」による「市民」の排除、である。以下では、この問題に取り組みたい。

「市民」として他者の権利保障に向かう際、国家による市民権の保障がなされていない人びとの存在に「気づき」、状況を理解するということが、まずは必要になる。これは、無関心を乗り越えてつながるうえで不可欠なプロセスである。しかし、この段階において「パターナリズム（paternalism）」（本人の利益のために、本人に代わって意思決定すること）に陥る危険性がある。これは、「（義務を果たしているがゆえに権利の主体たりえる）自律・自立した自己」と、「（義務を果たしていないがゆえに権利の主体たりえない）他律・依存した他者」、という二分法的な見方に起因する。こ

の二分法には、後者に対して前者が、道徳的価値があるという点において優れている、という認識が入り込んでいる<sup>(31)</sup>。ここでは自律と自立、いずれもが要請される。経済的自立が自律的であることを可能にしている、という理解がその理由である。だが、

「自分自身で判断を下し意見を述べる」という本来の意味で自律的な存在であるか否かは、さまざまな観点から能力試験でもしない限り判断不能である。したがって、判断能力・道徳的能力といった意味における判断基準は形骸化し、むしろ、「経済的に自立している」者こそが市民であり、経済的に依存する者は二級市民である、との主張を誘発することになる<sup>(32)</sup>。

こうして、経済的依存者は（自助努力を怠ったのだから）「道徳的でない」として、前者による後者の一方的な「支配」が正当化されるのである。「支配-被支配」の関係が固定化されれば、特権化された自己は他者の現実からますます遠ざかり、そして他者はますます沈黙を強いられるという事態を招く。こうなってしまうと、他者のニーズを正確に把握することなど到底不可能である（後述するように、本稿において、これは重大な問題である）。上記の二分法に基づくパターンリズムを克服しなければ、先に指摘した排他性を真に克服することはできない。したがって、この意識を転換する必要がある。そこでまず、こうした意識が、教育のいかなる要請によってもたらされるかについて、ヌスバウム（Nussbaum, M. C.）の論に依拠しながら考えてみたい。

1つ目は、周囲の期待に応えることである。たとえば、「権利を行使し、主体的に行動を起こす」という自律的な「市民」像は、市民権を保障する法や制度の影響を受けて規範化し、教育をつうじて子どもに伝達される<sup>(33)</sup>。この規範が相対化されることなく一定期間要請され続けたならば、子どもはそれを絶対的なものとして受け取るだろう。そうすると、自律的な子どもを育てるところか、むしろ、自律を要請する権力に従順な、他律的な子どもを育てることになる。つまり、自律を要請する権力に従うことが自律だ、という理解を子どもにもたらしてしまうのである。だが、その要請に応え続けることはほとんど不可能である。ときには、疲弊により、欲求や感情に抗えないこともある。こうしたとき、要請に応えられないことが恥ずべきことのように感じられる。そして、規範から外れないように、「自律的」であろうとするのである。「自分は権利の主体である」という自覚が一方にあるとすれば、こうした誤解はますますときがたいものとなる。

2つ目は、人間存在に埋め込まれた動物性を克服することである。教育は、自律的であるだけでなく、自立的であることをも子どもに要求する。具体的には、排泄や衛生管理など「自分の世話は自分で」というかたちで方向づけられ、習慣づけられる。これら動物性の克服は、それができないこと（他者依存的であること）への嫌悪感とともにもたらされる。ヌスバウムは、この動物性が、ある特定の他者イメージに結びつき、そうした人びと（ユダヤ人、女性、同性愛者など）を下位集団として排除することがあると述べる<sup>(34)</sup>。これを強化してしまうのが、「権利が剥奪されているがゆえ

の」他律であることは明らかである。

上記2つを達成した（と思っている／思いたい）者にとっては、「それをできない自分」は、恥ずべき対象、嫌悪すべき対象として自己の外部に放擲される。結果、上記2つを達成できていない（ように見える）人びとは、恥ずべき対象、嫌悪すべき対象となり、ゆえに自分とは異なる者、自分より劣る者とみなし、区別する。換言すれば、（あらかじめ）自らを自律・自立した「市民」と位置づけ、「そうでない人びと」を他律・依存した「非市民」とみなす。これが市民性に潜り込むことにより、パターン的な態度で他者とかかわるようになる。（もっとも、できるかぎりの意思決定支援を行ったうえで最終手段であるならば、一概に否定されるべきではない。）

ここまでの議論を整理したい。自律・自立といった価値の実現を過度に子どもに要求すれば、偏狭な「市民とはかくあるべし」という規範に盲目的に追従する態度を子どもにもたらすおそれがある。このような、いわば「強者」としての「市民」像は、子ども自身がそれから逸脱した際、恥辱感や嫌悪感の原因となる。人間という存在に否応なく埋め込まれた弱さを直視できず、さらにはそれを嫌悪し、いわば「弱者」としての他者に投影し、そして自身と区別する。こうした意識や態度のもと、市民権の保障のために動いたとしても、「市民」である自分が、「非市民」を助けてあげる」というパターンリズムに陥るだろう。それは、他者の同化、支配、所有であり、ゆえに他者がもつ真のニーズを等閑視することになる。

## (2) 「ケア」を手がかりとする排他性の克服

では、いかにすればパターン的な態度を転換できるのだろうか。本稿では、そのための手がかりを「ケア（care）」に求めたい。

まずは、ケアがいかなる営みなのかを確認する<sup>(35)</sup>。それは簡潔に言えば、「他者のニーズに没頭し、その充足をめざして適切に応答すること」、となる。生を満たすためのニーズは、人間の弱さや傷つきやすさを源泉とする。その意味で、ケアとはまず、人間の他者依存性という存在条件を見据えることである。さらに、他者の具体的なニーズを丁寧に把握すること、そしてその充足を、応答の動機となるほどに強く願うことである。ここで強調しておきたいのは、ニーズの表明を受けてからでないと応答はできない、という点である。つまり、ケアは当事者によるニーズの表明を契機とするのである（ただし、その他者をかけがえのない存在としてあらかじめ心に留め置くこと、すなわち、「ケア場面を観念として絶えず現出させること」<sup>(36)</sup>は、ケアする人の「構え」として必要である）。これは、パターンリズムとは対照的である。加えて、誰も独りにしないこと、関係の網の目の構築が、ケアのめざすところである。それは親密な関係だけに限定されない。社会全体における人間関係のネットワークの構築をめざすのである。

では、ケアとしての態度をとるうえで必要なことは何か。引き続き、ヌスバウムの論を参考にしながら、提案したい。

1つには、依存する〈わたし〉を認め、受け容れるという自己認識の変容である<sup>(37)</sup>。



繰り返すが、依存とは人間存在の条件、誰もがもつ性質であり、〈わたし〉もまた例外ではない。こうした認識に立つことができれば、依存を恥ずべきこととして自己の外部にはじき出し、パターン的な態度をとることはなくなり、さらには依存を共通の性質とすることで、よりよく他者とつながることにもなるだろう。そのためには、他者との相互依存関係を築くことが重要である。ケアは他者との関係を前提とするが、それは相互依存関係と言い表すことができる。他者に対して何らかの働きかけをするなかで、他者によってもたらされるものを認識するとき、自らの内にある依存が呼び覚まされる。ここで、「自立／依存」の二分法は解消される。それとともに、生命が危険に晒されている他者の状況を目の当たりにし、「生存」の価値が（依存によって照らし出され）明瞭化する。これが、「同じ人間である」という地平に立つことを可能にする。こうした自己認識の変容がなされれば、ケアとしての態度をとることができるに違いない。

2つには、権力に対する抵抗である<sup>(38)</sup>。ある場面において自律的な判断ができなかったとすれば、その原因の1つには、身体的・精神的状態の不調や不安定がある。だが、それだけではない。先に述べた、権力による強制もそうである。これが自覚的な他律（何らかの目的のためにあえてそれに従っている状態）ならばまだしも、無自覚的な他律（実際には自らの判断なしに無批判に従っている状態）となれば、より注意が必要である。無自覚的な他律の場合、他者の（権力に裏づけられた）意思が無条件に「善」となるため、自覚的な他律に比して、それに従うことができなかった自分を恥じて責めるといふ方向に行きがちになる。もちろん、これは場合によっては大切なことかもしれないが、他律の原因である、行使された権力の妥当性が検証されていない可能性が高い（自覚的な他律の場合、まさに自覚しているという事実が、権力の妥当性の検証に少しだが踏み出している証左となる）。他律の問題はまさにここ、つまり、権力を自ら「肯定」したうえで他者とかかわる点にある。このことが、他者に対しても同じ価値を、すなわち自律（先述のとおり、本人は他律の状態にあるのだが）を強要し、他律を蔑視することにつながる。そうならないためにも、権力に従うことができなかつたとき、自分を恥じ、責めるのではなく、状況を客観的に分析し、権力の妥当性を検証するべきである。そうした態度こそ、分断や無関心を乗り越えて他者のニーズを充足するための、（単一ではなく、複数の理論を前提とする）共同決定に必要不可欠である。

「自律・自立／他律・依存」は、ひとりの人間においてみられる性質である。このことは、とりもなおさず、誰もがケアする者であり、かつケアされる者である、ということをも意味する。上記2つの作業によって二分法を克服し、具体的で豊かな人間像を描き出すこと。これが、硬直した関係をときほぐし、そして、しなやかできめ細かいものに編み直すための第一歩である。

## 5. 結語

国家が包摂を阻む状況においては、「市民」一人ひとりが重要な役割を果たす。た

だし、それは人間関係における権利保障として単純に描かれるべきではない。そこには、パターンリズムという陥穽が存在する。それを十分に自覚し、国家との権利-義務関係から距離を置き、自己認識を絶えず問い返しなが、他者のニーズに心を砕くこと、すなわち、ケアすることが、関係における権利保障には欠かせない。それは、「関係すること」自体を手放して称揚するものではない。関係から離脱する自由を確保することも重要である。また、「関係すること」が常にうまくいくことを素朴に想定しているわけでもない。そこには衝突や葛藤がある。こうした関係を生き、それを軸に社会を創る者、排除や序列化に抗い、「平等」や「共存」といった民主主義的価値を実現する者こそ、社会科が目標として掲げるべき「公民」像であるといえよう。

最後に、今後の課題について述べたい。本稿にて、新たな「公民的資質」の構想を示すという成果を挙げることができたと思うが、それをいかに育むかについては十分に論じることができなかった。しかしながら、まったく言及できなかったわけではない。本稿「4」(2)において、ケアへと向かううえで必要な作業を示した。今後は、これを足場に、本稿において提案した「公民的資質」の育成方略について探究したい。

---

#### 【注】

- (1) 学習指導要領における「公民的資質」の変遷については、次に詳しい。佐藤公(2016)「学習指導要領の変遷にみる「公民的資質」：社会科の「目標」としての確立を中心に」唐木清志編著『「公民的資質」とは何か：社会科の過去・現在・未来を探る』東洋館出版社、13-23頁。なお、1968年版小学校学習指導要領の本文については次を参照した。国立教育政策研究所「学習指導要領データベース」(<https://www.nier.go.jp/guideline/>) (2018年11月9日閲覧)。
- (2) 文部科学省(2018)『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 社会編』日本文教出版、21頁。
- (3) 文部科学省(2018)『小学校学習指導要領(平成29年告示)』東洋館出版社、46頁。
- (4) 佐藤公(2016)「学習指導要領の変遷にみる「公民的資質」」、14頁。
- (5) たとえば、次の研究がある。小西正雄(2017)「「公民的資質」の試論的再定義：その構造の描出を手がかりに」鳴門社会科教育学会『社会認識教育学研究』第32巻、1-7頁。／谷川彰英(2001)「社会科教育の本質と公民的資質：「社会市民的資質」の提唱」日本社会科教育学会『社会科教育研究 別冊 2000(平成12)年度 研究年報』、22-29頁。／新田司(2006)「学習指導要領における「公民的資質」をどうとらえるか」青山学院大学教育学会『教育研究』第50号、79-91頁。／藤井一亮(2015)「公民教育研究：「公民」および「公民的資質」概念の基底について」甲南大学教職教育センター『甲南大学教職教育センター年報・研究報告書』2014年度、1-12頁。／宮本光雄(2011)『社会科教育の本質に関する研究：社会認識と公民的資質の関係性を中心に』風間書房。
- (6) たとえば、次の研究がある。唐木清志編著(2016)『「公民的資質」とは何か：社会

- 科の過去・現在・未来を探る』東洋館出版社。
- (7) 磯山恭子(2001)「戦後社会科における「公民的資質」論の検討」日本社会科教育学会『社会科教育研究 別冊 2000(平成12)年度 研究年報』、59頁。
- (8) 文部科学省(2008)『小学校学習指導要領解説 社会編』東洋館出版社、12頁。
- (9) 「公民」および「市民」概念の変遷については、次に詳しい。宮本光雄(2011)『社会科教育の本質に関する研究』、380-397頁。
- (10) 文部科学省(2008)『小学校学習指導要領解説 社会編』、12頁。
- (11) 「公民的資質」に含まれる理解や態度の構造化は、本稿の中心課題ではないため別の機会に譲るが、それを試みた研究として、たとえば次のものがある。小西正雄(2017)「「公民的資質」の試論的再定義」。
- (12) 文部科学省(2018)『小学校学習指導要領(平成29年告示)解説 社会編』、20頁。
- (13) 宮本光雄(2011)『社会科教育の本質に関する研究』、399頁。
- (14) 宮本光雄(2011)『社会科教育の本質に関する研究』、399頁。
- (15) 谷川彰英(2001)「社会科教育の本質と公民的資質」、27-29頁。
- (16) 谷川彰英(2001)「社会科教育の本質と公民的資質」、28頁。
- (17) 藤井一光(2015)「公民教育研究」、11頁。
- (18) 唐木清志(2016)「社会科教育改革と公民的資質」唐木清志編著『「公民的資質」とは何か：社会科の過去・現在・未来を探る』東洋館出版社、151-152頁。ここには、唐木がそれぞれの研究者による「公民的資質」の定義をまとめた一覧表が掲載されている。
- (19) 唐木清志(2016)「社会科教育改革と公民的資質」、152-153頁。
- (20) 新田司(2006)「学習指導要領における「公民的資質」をどうとらえるか」、89頁。
- (21) 次を参照した。小熊英二(1995)『単一民族神話の起源：〈日本人〉の自画像の系譜』新曜社。／押村高(2013)『国家のパラドクス：ナショナルなものの再考』法政大学出版局。
- (22) たとえば、寺島俊穂(2013)『現代政治とシティズンシップ』晃洋書房、3頁。
- (23) たとえばマーシャル(Marshall, T. H.)は、権利としてのシティズンシップは、市民的権利、政治的権利、社会的権利の3つの要素を含むとする。詳しくは次を参照のこと。T・H・マーシャル、トム・ボットモア著 岩崎信彦、中村健吾訳(1993)『シティズンシップと社会的階級：近現代を総括するマニフェスト』法律文化社。
- (24) 権利を脅かすものは、行政によって施行される法制度の不備だけではない。自然災害もそうである。とはいえ、自然災害によって脅かされている権利を保障するうえでも、やはり行政が担うべき役割は決して小さくない。権利への脅威が何であれ、それをいかに保障するかを、行政は議論しなければならない。ただし後述するように、それは行政だけでなく、「市民」の役割でもある。
- (25) 宮島喬、鈴木江理子(2014)『外国人労働者受け入れを問う』岩波書店。
- (26) 笹沼弘志(2018)「日本社会を蝕む貧困・改憲と家族：24条「個人の尊厳」の底力」中里見博、能川元一、打越さく良、立石直子、笹沼弘志、清末愛砂『右派はなぜ

- 家族に介入したがるのか：憲法 24 条と 9 条』大月書店、99-128 頁。
- (27) 岡野八代 (2004) 「法＝権利の世界とフェミニズムにおける「主体」」和田仁孝、櫻村志郎、阿部昌樹編『法社会学の可能性』法律文化社、42 頁。
- (28) Qualifications and Curriculum Authority (QCA). (1998). *Education for citizenship and the teaching of democracy in schools: Final report of the Advisory Group on Citizenship*, QCA, pp.40-41. (長沼豊、大久保正弘編著 バーナード・クリックほか著 鈴木崇弘、由井一成訳『社会を変える教育 Citizenship Education：英国のシティズンシップ教育とクリック・レポートから』キーステージ 21、2012 年、175 頁。)
- (29) 桐谷正信 (2016) 「多文化社会を形成する市民の育成：協働的に課題を解決するために必要な資質・能力」唐木清志編著『「公民的資質」とは何か：社会科の過去・現在・未来を探る』東洋館出版社、86-95 頁。
- (30) 寺島俊穂 (2013) 『現代政治とシティズンシップ』、4 頁。
- (31) この文脈においては、それぞれの性質が対立関係にあること（ただし、これについては、そのように捉えること自体問題があることをのちに指摘する）以上に、その性質が重要か重要でないかについての認識を問題化するため、こちらを強調している。
- (32) 岡野八代 (2009) 『〔増補版〕シティズンシップの政治学：国民・国家主義批判』白澤社、255 頁。
- (33) Nussbaum, Martha C. (2004). *Hiding from Humanity: Disgust, Shame, and the Law*. Princeton: Princeton University Press, pp.225-226. (河野哲也監訳『感情と法：現代アメリカ社会の政治的リベラリズム』慶應義塾大学出版会、2010 年、288-289 頁。)
- (34) Nussbaum, Martha C. (2004). *Hiding from Humanity*, p.107. (邦訳、137 頁。)
- (35) ケアの詳細については、すでに筆者が他のいくつかの論考で述べている。たとえば、次を参照のこと。鎌田公寿 (2018) 「ケアの視点から見た社会的事象の見方・考え方の育成：「依存」を前提とする「関係の構築」」江口勇治監修・編著 井田仁康、唐木清志、國分麻里、村井大介編著『21 世紀の教育に求められる「社会的な見方・考え方」』帝国書院、44-53 頁。
- (36) 川久保学 (2013) 『関係性の教育倫理：教育哲学的考察』東信堂、83 頁。
- (37) Nussbaum, Martha C. (2010). *Not for Profit: Why Democracy Needs the Humanities*. Princeton: Princeton University Press, pp.39-40. (小沢自然、小野正嗣訳『経済成長がすべてか？：デモクラシーが人文学を必要とする理由』岩波書店、2013 年、52 頁。)
- (38) Nussbaum, Martha C. (2010). *Not for Profit*, pp.50-51. (邦訳、66-67 頁。)